

募集

福島県警察官

令和3年度採用の福島県警察官を次のとおり募集します。

職種

- ①警察官A (大学卒程度)
②警察官B (高校卒程度)

受験資格

- ①昭和62年4月2日以降に生まれた方で大学を卒業又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方
②昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方※大学卒業又は見込みの方を除く
▼受付期間 7月27日(金)から8月21日(金)まで
▼1次試験 9月20日(日)
〒福島北警察署桑折分庁舎
582-2151



ふくしまジュニアチャレンジ

福島民報社では「第2回小中学生まちづくり大賞(ふくしまジュニアチャレンジ)」の募集をしています。

▼対象 県内在住の小中学生。個人、親子、小中学生のグループをはじめ、学校や学級単位、公民館学級などの応募も可能です。

▼内容 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域社会をどう元気にするか。想定外の事態からどのように自分自身、家族、友人、地域社会を守るのか、アイデアを募集。

期間

8月31日(木)まで

応募方法

所定の応募書類に必要事項を明記のうえ、メール又は郵送・FAXで応募ください。

〒福島民報社産業振興部
531-4087

応募先や詳しい情報はこちらから



お知らせ

不動産取得税の特例措置

〔原子力災害により被災した場合の特例措置〕

原子力災害により居住制限区域、帰還困難区域、避難指示解除準備区域内にある家屋及びその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。

〔三世代同居・近居住宅を取得した場合の特例措置〕

子育て支援策の一環とし

戸籍の窓口

5月21日～6月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

誕生おめでとう

佐藤 翼ちゃん (川内)
佐藤 勇雄さん はるかさん

冨塚 眞白ちゃん (小坂)
冨塚 幸太さん 綾子さん

結婚おめでとう

谷津 陽介さん (宮東)
東城 由貴さん

おくやみ申し上げます

武田 富夫さん 69 (宮町南)

阿部 恒夫さん 90 (大木戸)

菅野 義夫さん 86 (内谷西)

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

人口と世帯

令和2年5月31日現在

※住民基本台帳人口

人口 8,905人 (-10)

男 4,284人 (0)

女 4,621人 (-10)

世帯 3,426世帯 (-1)

今月の納期

納期限: 7月31日(金)

固定資産税 第2期

国民健康保険税(普通徴収) 第1期

介護保険料(普通徴収) 第1期

あなたの大切な遺言書を守ります

7月10日から遺言制度の利用促進と相続をめぐる紛争の防止を目的として、法務局で自筆証書遺言書を預

て、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を令和7年3月31日までに取得した場合、申請により不動産取得税の一部について軽減を受けることができます。
詳しい内容や申請方法は、問い合わせください。
〒福島県東北地方振興局 県税課第一課 不動産取得税チーム
521-2694

自筆証書遺言書は、自書さえできれば遺言書本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものですが、遺言書本人の死亡後に遺言書が発見されなかったり、改ざんされるおそれがあり、また、この制度では、法務局が自筆証書遺言書を預かり、長期間適正に管理することで、自筆証書遺言書の利点を損なわずにこれらの不安を解消できます。
手続きには予約が必要となりますので、詳しくは法務省ホームページで確認するか、問い合わせください。
〒福島県地方務局供託課
534-1971

マイナンバーカードに関するお知らせ

○マイナポイントがもらえます! (9月開始予定)

キャッシュレスで2万円のチャージ又は買い物をする1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

○健康保険証として利用できます! (令和3年3月開始予定)

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

※引き続き役場窓口では、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。

受付場所: 税務住民課戸籍係(緑の窓口1番)

詳しくは町ホームページをご覧ください。



〒税務住民課戸籍係 585-2115

掲載写真の一部は、撮影時のみマスクをはずして撮影しています。
広報くにみに掲載された写真を希望する方は、総務課文書広報係
585-2113まで連絡ください。

SNS利用による性被害から子どもを守るために

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です

近年、中学生や高校生だけでなく、低年齢層の児童にもスマートフォンやインターネットの利用が広まり、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS利用に起因する性被害が増加傾向であるほか、殺人や誘拐などの重要犯罪も発生しており、深刻な状況になっています。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として、特にSNS利用に関わる子どもの性被害などの防止を最重要課題として広報啓発活動に取り組みます。

『SNS利用による性被害から子どもを守るために必要なこと』

ポイント1 スマートフォンのフィルタリング機能や、使用状況を把握するペアレンタルコントロールを活用しましょう。

ポイント2 まずは大人がお手本に。家族みんなでスマートフォンやインターネットの利用ルールを決めましょう。

- ・ネットでしか知らない人とは会わない
・下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
・利用時間を決めるなど



広告掲載

広告掲載